

平成25年白老町議会議案説明会会議録

平成25年12月 6日(金曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時48分

○議事日程

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会12月会議議案説明

○出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 氏家裕治君 | 2番 吉田和子君 |
| 3番 斎藤征信君 | 4番 大淵紀夫君 |
| 5番 松田謙吾君 | 7番 西田・子君 |
| 8番 広地紀彰君 | 9番 吉谷一孝君 |
| 10番 小西秀延君 | 11番 山田和子君 |
| 12番 本間広朗君 | 13番 前田博之君 |
| 14番 及川保君 | 15番 山本浩平君 |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|-------|
| 総合行政局長 | 岩城達己君 |
| 総合行政局行政改革担当課長 | 須田健一君 |
| 総合行政局財政担当課長 | 安達義孝君 |
| 総合行政局企画担当課長 | 高橋裕明君 |
| 総務課長 | 本間勝治君 |
| 税務課長 | 小関雄司君 |
| 町民課長 | 南光男君 |
| 生活環境課長 | 竹田敏雄君 |
| 生活環境課町民活動担当課長 | 中村英二君 |
| 産業経済課長 | 石井和彦君 |
| 健康福祉課長 | 長澤敏博君 |
| 建設課長 | 岩崎勉君 |

教 育 課 長	五十嵐 省 蔵 君
教育課総務社会教育担当課長	葛 西 吉 孝 君
子 ど も 課 長	坂 東 雄 志 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
消 防 長	前 田 登志和 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 査	本 間 弘 樹 君

◎開会の宣告

○議長(山本浩平君) これより定例会 12 月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

(午前 10 時 00 分)

○議長(山本浩平君) 定例会 12 月会議に町長から提案のあった議案は、条例の一部改正 2 件、各会計の補正予算 3 件、指定管理者の指定 4 件、諮問 1 件、合わせて 10 件であります。順次議案の説明をいただきます。

日程第 1、議案第 1 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算(第 4 号)の議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) 議案第 1 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算(第 4 号)でございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 650 万 8,000 円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ 95 億 5,357 万 6,000 円とする補正でございます。

2 ページをお開きください。「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては説明を省略させていただきます。

4 ページをお開きください。「第 2 表 債務負担行為補正」でございます。追加でございます。事項、北吉原ふれあい管理業務、期間、平成 26 年度から 30 年度、限度額、各年度予算に定める額。これについては、指定管理者が 5 年間の指定管理を満了したことよっての新たな契約をするための債務負担行為でございます。以下 3 件も同様なことでございます。

次に、しらおい経済センター管理業務、平成 26 年度から 30 年度、限度額については各年度予算に定める額。

白老ふるさと 2000 年ポロトの森管理業務、平成 26 年度から平成 30 年度、限度額、各年度予算に定める額。

萩野公民館管理業務、平成 26 年度から平成 30 年度、限度額、各年度予算に定める額でございます。

次に、子育て世代住宅建築応援事業補助金、期間 26 年度から 27 年度、限度額 1,095 万 1,000 円でございます。これについては、歳出のほうで詳細についてご説明申し上げます。

次に、「第 3 表 地方債補正」でございます。これについても歳出の予算の中で詳細にご説明申し上げます。

次に、「歳入歳出事項別明細書」につきましては、歳出のほうから説明申し上げます。12 ページ、13 ページをお開きください。2、歳出、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、行政改革推進事務経費 9 万 6,000 円の増額補正でございます。行革推進委員会の開催に当たりまして、今後 4 回分を追加する経費でございます。これについては全額一般財源でございます。

次に、3款民生費、1項2目老人福祉費、後期高齢者医療制度運営経費2,054万3,000円の減額でございます。後期高齢者医療給付費負担金、これについては北海道後期高齢者医療広域連合会に支払いしている医療費に当たる分でございますが、24年度の精算分が確定したことにより、2,054万3,000円の補正でございます。財源については全額一般財源でございます。次に、後期高齢者医療事業特別会計繰出金127万1,000円の減額補正でございます。広域連合負担金（保険料軽減）でございます。これについては25年度の保険料軽減者の確定分によって23万5,000円の増額でございます。広域連合負担金、これについては広域連合会に支払っている24年度分の事務費の精算分150万6,000円の減額でございます。この財源については道費補助17万6,000円、一般財源については144万7,000円の減額でございます。

次に、2項1目児童福祉総務費、子育てふれあいセンター管理運営経費8万7,000円の増額補正でございます。これは備品購入費として、すくすく3・9のストーブ購入でございます。これは全額一般財源でございます。次に、14ページ、15ページ、子ども・子育て支援事業計画策定事業482万4,000円の増額補正でございます。この事業につきましては子ども・子育て支援法の施行が27年度からスタートするに当たりまして、それに伴って支援策であるニーズ調査アンケートを行い、対象者はゼロ歳から小学校6年生までを対象に実施します。それと同時に、新たに制度体系に対応するシステムの構築経費として345万6,000円。先ほどのアンケートは134万4,000円でございます。それに当たる経費でございます。この財源につきましては道費補助金350万円、一般財源132万4,000円の財源となっております。

次に、2目児童措置費、児童手当給付費509万円の減額でございます。これにつきましては児童手当給付費の実績が確定したことによりましての精算でございます。財源につきましては国庫補助金453万7,000円の減、道費補助金27万7,000円の減、一般財源27万6,000円の減でございます。

4目児童福祉施設費、町立保育運営経費ゼロ、これは財源振りかえでございます。財源については一般財源112万8,000円の減、諸収入が112万8,000円増の財源振りかえでございます。次に、緑丘保育園運営費等経費1,308万6,000円。これにつきましては緑丘保育所児童数の増加に伴いまして、定員が60名でございますが11月現在で64名、12月には67名を予定しております。それに伴う増額補正でございます。財源につきましては国577万5,000円の増、道費補助金288万7,000円の増、分担金148万5,000円の増、諸収入220万4,000円の増、一般財源が73万5,000円の増でございます。次に、白老小鳩保育園運営等経費603万6,000円でございます。これについても小鳩保育園の運営経費でございまして、児童数の増加によるものでございます。定員60名に対して11月末現在で89名、12月には2名減しまして87名による補正でございます。この財源につきましては国庫補助金251万9,000円の増、道費補助金125万9,000円の増、諸収入が271万1,000円の減、一般財源につきましては496万9,000円の増となっております。次に、特別保育事業経費354万円の減額補正でございます。これについては特別保育事業として障がい児の保育でございますが、当初3名を見込んでおりましたが1名となっておりますのでその減額でございます。この財源については全額一般財源でございます。

次に、保育士等処遇改善臨時特例事業 335 万 2,000 円の増額補正でございます。これについては保育士の人材確保と保育所の処遇改善のための補助金交付でございます。町内にある 2 園について補助金を交付することとなります。これは全額道費補助でございます。

次に、6 目児童館費、児童館管理運営経費 48 万円の増額補正でございます。これについては萩野児童館の水道の漏水によつての修繕経費でございます。それと、備品購入費につきましては美園児童館の掃除機の購入でございます。この財源については全額一般財源でございます。

次に、7 款商工費、1 項 1 目商工振興費、子育て世代住宅建築応援事業 1,095 万 1,000 円の減額補正でございます。これについては子育て世代に住宅建築応援事業として今年度行っている事業でございますが、今年度 3 件の申し込みがございまして 3 区画の町有地の売却がございました。3 件で売却が 1,245 万 1,000 円でございます。3 件の申し込みの方に 50 万円の商品券を交付しておりますので、3 件分 150 万円を引いた 1,095 万 1,000 円については、この 3 件の方たちが今年度新築住宅着工、もう一部着工していますが、年度内に完成しないということで今年度中の交付ができないということで、とりあえずここで減額補正をして、後でまたご説明申し上げますけれども、基金にこの金額を積み立てて次年度に執行するというところでございます。これは全額一般財源でございます。

次に、8 款土木費、2 項 1 目道路維持費、道路施設維持費補修経費 386 万 4,000 円。これにつきましては舗装道路補修委託料でございます。町道の補修用として 80 トンのアスファルト鋼材の購入でございます。全町各地での穴ぼこの補修でございます。これは全額一般財源でございます。

次に、2 目道路新設改良費、町道整備事業補助事業でございます。これは財源ゼロでございますが、事業量の確定によつて事業間の組みかえを行っております。まず、委託料については、物件補償費調査委託料、これは入札残 49 万 5,000 円の減額でございます。次に、工事請負費は当初 200 メートルの延長改良工事としていましたが、事業間の組みかえによりまして延長を 120 メートルに変更したことによつて 643 万 4,000 円の減でございます。次に、18、19 ページでございますけれども、公有財産購入費につきましては道路用地の購入ができたということで、当初 1,640 平米の購入予定でございましたが、2,340 平米の購入が伴うことによつて 135 万 8,000 円の増額でございます。次に、補償、補填及び賠償金については支障物件移転補償費が 2 件分、物置、庭木等含めて 556 万 8,000 円の増額補正でございます。財源につきましては先ほど事業費の組みかえということで変更ございません。

次に、10 款教育費、1 項 5 目諸費、中 1 ギャップ問題未然防止事業 14 万円の増額補正でございます。これについては全道 7 カ所のモデルの中の 1 校として指定されておりました、小学校から中学校に進学する生徒さんの心の不安等の解消を目的として行う事業でございます。事業内容としては講師による講演会の開催、アンケートを行うという事業内容でございます。これは全額道費補助でございます。

次に、2 項 1 目学校管理費、小学校耐震化対策事業 23 万 9,000 円の減額補正でございます。これについては実施設計業務委託料の入札差金でございます。緑丘小学校の事業でございます。

起債を当初 630 万円予定しておりましたが、この減額によって起債額 630 万円から 50 万円補正しまして 680 万円になります。それに伴って国費も 73 万 9,000 円の減となる予定でございます。

次に、20 ページ、21 ページでございます。3 項 1 目学校管理費、中学校耐震化対策事業 6 万 7,000 円の減額補正でございます。実施設計業務委託料、白老中学校の事業でございます。入札差金による減額でございます。これについても事業が確定したことによって当初 660 万円の起債計上ございましたが、起債額を 60 万円増額しまして 720 万円に変更。それに伴いまして国費が 66 万 8,000 円の減額となります。

次に、2 目教育振興費、中学校体育推進経費 16 万 6,000 円の増額補正でございます。白老町中学校体育連盟等に出す補助金の変更でございます。中体連の夏の関連大会が終了したため、それに伴う大会出場経費等がございました。それに伴う増額でございます。財源は全額一般財源でございます。

次に、4 項 1 目幼稚園費、幼稚園就園費補助金 50 万円の減額でございます。私立保育園入園料につきましては当初 45 名の計上をしておりましたが、40 名に確定したことによって 5 名分 5 万円の減額でございます。次に、私立幼稚園就園奨励費、これは当初 96 名分を計上していましたが、88 名となりましたことから 8 名分の減額で 45 万円の減額でございます。財源については一般財源でございます。次に、幼稚園運営費補助金 15 万 6,000 円の減額補正でございます。私立幼稚園運営経費として補助するものでございます。これについては当初 100 名分を計上していましたが、5 月 1 日現在の人数が 87 名として確定したことにより 13 名分の減額でございます。これも財源的には全額一般財源でございます。

次に、5 項 1 目社会教育総務費、放課後児童対策事業経費 8 万 2,000 円の増額補正でございます。これについては管理用備品、これは虎杖浜地区の放課後児童に対する旧職員住宅を利用したところのストーブの購入でございます。これも全額一般財源でございます。

次に、22、23 ページでございます。6 項 1 目保健体育総務費、スポーツ団体支援事業経費 2 万 6,000 円の増額補正でございます。これは児童生徒スポーツ大会派遣費の補助金でございます。第 32 回北海道バドミントン大会に出場された緑丘小 6 年生の出場分に相当する額の補助金でございます。これも一般財源でございます。

次に、11 款災害復旧費、2 項 1 目林業施設災害復旧費、町有林作業道災害復旧事業でございます。329 万 2,000 円の増額補正でございます。これについては 10 月 25 日の低気圧による集中豪雨で石山の町有林内にある作業路 34 カ所が被災したことに伴う復旧経費でございます。委託料については作業員賃金分の経費 182 万 9,000 円。次に、就労及び賃借料については重機の借り上げ 99 万 8,000 円、原材料費については災害復旧費の砂利及び土のう、シート、資材によるもので 46 万 5,000 円。この財源につきましては地方債 210 万円、一般財源 119 万 2,000 円となります。

次に、14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費、各種基金積立金 1,235 万 8,000 円の増額補正でございます。まず、商工業振興基金積立金 1,095 万 1,000 円については先ほど 7 款商工費で説明申し上げた子育て世代住宅改築応援事業の土地売却経費でございますが、3 件の方が今年

途中で建築着工が完了しないことによって今年度の土地代をまず商工の振興基金に積み立てたしまして、これを26年度に執行するためにとりあえず基金に積み立てるということでございます。次に、地域の元気臨時交付金基金積立金140万7,000円については、国からの追加交付によって交付された金額でございます。これに伴って昨年度から交付されて基金に積み立てている残高7,009万円を加えますと、7,149万7,000円を現在基金として保有してございます。

次に、24、25ページでございます。2項1目償還費、国庫支出金等過年度分返還金97万6,000円の増額補正でございます。これは国庫支出金の返還金でございます。24年度中の竹浦2番改良事業に伴いまして用地取得を当初計上しておりましたが、用地の交渉先である方との交渉を進めて参りまして、年度内に買えるという見込みで事業を進めて参りましたが、年度末に至りまして買取先の交渉等が交渉成立しないことから事業執行できなくなりまして、本年度にその分の97万7,000円を国庫に返還するものでございます。

以上、歳出のほうは説明申し上げましたので今度は歳入のほうの説明を申し上げますが、特定財源についてはただいまの歳出で説明申し上げましたので一般財源についてのみ説明申し上げます。

歳入、6ページ、7ページをお開きください。11款地方交付税、1項1目地方交付税823万9,000円の減額補正でございます。これについては今回の補正で一般財源の減額等が多くございましたので、ここで地方交付税を一旦繰り入れたものをまた戻すというような措置でございます。これは9月補正で1,237万1,000円を充当していまして、財源保留額9月末現在で1億2,529万9,000円ございました。今回823万9,000円を戻すということで、それを加えますと1億3,344万8,000円、これがただいま地方交付税として財源留保している残高でございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。17款財産収入、1項1目財産貸付収入535万3,000円の減額でございます。この減額につきましては当初工業団地に誘致予定のメガソーラー計画が今年度中の工事着工と完成が終了しないということから減額するものでございます。これについては北電との売電の交渉がまだ成立しないということで、本年度着工はできないということからの貸付収入の減でございます。

以上、補正予算の説明を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第2号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ 112 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 6,849 万 6,000 円とする補正でございます。

次に、2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6 ページをお開きください。歳出、11 款 1 項 1 目一般被保険者国保税還付金、一般被保険者国保税過誤納金還付金 110 万円の増額補正でございます。内容につきましては主に所得構成や資格喪失等に伴うもので、21 件分の保険税の還付金の増額補正でございます。

続きまして、3 目償還金、償還金 2 万 7,000 円の増額補正でございます。内容につきましては 70 歳から 74 歳の方に交付する高齢受給者証の再交付に係る事務経費補助金の額の確定に伴う返還金 2 万 7,000 円の増額補正でございます。財源につきましては財政調整交付金を全額充当するものでございます。

次に、4 ページをお開きください。歳入でございます。歳入につきましては歳出で説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第 2 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 2 号の議案説明を終わります。

日程第 3、議案第 3 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第 3 号 平成 25 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ 111 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,766 万 7,000 円とする補正でございます。

2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明いたします。6 ページをお開きください。歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費、後期高齢者医療運営経費 10 万 7,000 円の増額補正でございます。内容につきましては健康診査受診勧奨の通知及び限度額適用標準負担額認定制度の周知に係る経費で消耗品 6 万 9,000 円、通信運搬費 3 万 8,000 円の補正でございます。財源につきましては広域連合交付金を全額充当するものでございます。

続きまして、2 項 1 目徴収費、賦課徴収事務経費 5 万 1,000 円の増額補正でございます。通信運搬費 5 万 1,000 円の補正につきましては保険料納付方法などの制度内容を被保険者に周知

するための経費でございます。財源につきましては広域連合交付金を全額充当するものでございます。

次に、2款1項1目広域連合分賦金、広域連合負担金127万1,000円の減額補正でございます。内訳につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は保険料の軽減分を道4分の3、町4分の1負担するもので、軽減額の確定による精算で23万5,000円の増額でございます。次に、後期高齢者医療事務費負担金は広域連合の平成20年度分事務費等の確定による精算で150万6,000円の減額でございます。財源につきましては一般会計からの繰入金を全額充当するものでございます。

次に、4ページをお開きください。歳入でございます。歳入につきましては歳出で説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 議案第4号でございます。白老町税外諸収入金の徴収に関する条例及び白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

最後のページに説明資料をおつけしております。地方税法に定める延滞金の割合が見直されたことから、税外諸収入金の徴収に係る延滞金及び後期高齢者医療保険料に係る延滞金割合について地方税法に準じて改正するものでございます。

平成26年1月1日から適用するものでございます。

内容としましては、延滞金、現行14.6%でございます。これを特例基準割合プラス7.3%ということに見直すものでございます。特例基準割合につきましては、意味合いとしましては銀行が企業に短期で貸し出す際の金利の平均的なものでございます。これを財務大臣が告示する割合を年1回定めまして、それを元に割合を求めているものが特例基準割合というものでございます。現段階では貸し出し約定平均金利、今1%というふうに言われておりますので、それプラス1%、プラス7.3%ということで、国が今示しているのが9.3%の割合、その前後になるだろうということを示されております。同じく納期後の1カ月以内、これが現行では7.3%なのですけれども、これもこの割合に見直しますと3%前後の割合の基準になるだろうということをおっしゃっております。

簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 議案第5号でございます。白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

次のページの議案説明をお願いいたします。消防法施行令及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、同政令を引用している条項を整理する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページでございますが、新旧対照表であります。まず、第29条の3第2号、下線の部分ですけれども、これにつきましては建築基準法施行令から引用している、施行令第13条の情報が変わったため改正するものでありまして、本条で規定されている内容の変更はございません。

次に、第29条の4第4項の下線の部分ですけれども、これは消防法施行令から引用している第37条の条項が変わったため改正するものでありまして、これにつきましても本条で規定されている内容の変更はございません。

以上です。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 しらおい経済センターの指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） それでは、議案6-1をお開きいただきたいと思います。しらおい経済センター指定管理者の指定についてをご説明いたします。

こちらにつきましては平成20年度から25年度までの5年間で契約してございましたけれども、その契約が切れるということで新たに指定するという事になってございます。

1、管理を行わせる施設の名称、所在地につきましては、しらおい経済センター、白老郡白老町大町2丁目3番4号でございます。

2、指定管理者の名称及び所在地でございますが、白老町商工会、会長熊谷威二、白老郡白老町大町2丁目3番4号、白老町商工会館内でございます。

3、指定の期間でございますが、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

次のページの議案説明をお開きいただきたいと思います。しらおい経済センターの指定管理者の選定についてでございます。

しらおい経済センターの指定管理者として、白老町商工会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本件、指定管理者の候補者の選定については、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところであるが、現指定管理者である白老町商工会が当該施設の管理を適正に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものである。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、道条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承している。

参考資料がついてございます。白老町商工会の概要を添付してございますが、この内容につきましては省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） それでは、議案第7号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定についてご説明いたします。

白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理の管理者についての提案でございます。

1、管理を行わせる施設の所在地でございます。白老ふるさと2000年ポロトの森、白老郡白老町字白老国有林297、298、299林班でございます。

2、指定管理者の名称及び所在地でございます。一般社団法人白老観光協会、会長中村敏男、白老郡白老町東町2丁目1番1号でございます。

3、指定の期間でございます。平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案説明であります。本件、指定管理者の候補者の選定につきましては、白老町公の施設の指定管理制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところであり、現指定管理者である一般社団法人白老観光協会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者とし

て選定したものであります。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことにつきましては、同条第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承しているところでございます。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第8号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 議案第8号 北吉原ふれあいプラザ指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

北吉原ふれあいプラザの指定管理の管理者についての提案をさせていただくものでございます。

1、管理を行わせる施設の所在地でございます。白老郡白老町字北吉原200番地57。

2、指定管理者の名称及び所在地でございます。名称、北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会、代表者につきましては記載のとおりでございます。所在地、白老郡白老町字北吉原199番地359。

3、指定の期間でございます。平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。

次のページの議案説明ですが、指定管理者の選定であります。本件、指定管理者の候補者の選定につきましては、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところであります。現指定管理者である北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことにつきましては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承しているものでございます。

以上、簡単ですが議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第9号 萩野公民館の指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

葛西総務社会教育担当課長。

○教育課総務社会教育担当課長（葛西吉孝君） 議案第9号 萩野公民館の指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。

萩野公民館の指定管理の管理者につきましての提案をさせていただくものでございます。

議9-1でございますけれども、1、管理を行わせる施設の所在地でございます。白老郡白老町字萩野74番地の4。

2、指定管理者の名称及び所在地でございます。名称、萩野公民館管理運営委員会、所在地白老郡白老町字萩野74番地の4、代表者につきましては記載のとおりでございます。

3、指定の期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となっております。

次に、指定管理者の選定でございます。本件、指定管理者の候補者の選定につきましては、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところでありますが、現指定管理者である萩野公民館管理運営委員会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことにつきましては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会において了承をいただいているものでございます。

最後に、議9-3に概要を載せさせていただいておりますけれども省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いたおく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

日程第10、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

この議案については人事に関する議案であります。人事関係の議案については、議会運営基準第2章第1節9号の規定により議案は当日配付となっております。したがって、諮問第1号は審議当日に提案説明をいただくことといたします。各議員にはご承知おきください。

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして定例会12月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもって議案説明会を終了いたします。

（午前10時48分）